



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第84号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第42号）

1 規則の概要

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村が行う家庭的保育事業に係る届出の様式を定めることとした。（様式第38号—様式第41号関係）
- (2) 引用する条項の整理
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第18条第1項中「第36条の37第1項」を「第36条の41第1項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改め、同条第2項中「第36条の37第2項」を「第36条の41第2項」に改める。

第18条の2第1項中「第1条の32第2項各号」を「第1条の33第2項各号」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改め、同条第2項中「第1条の32第2項各号」を「第1条の33第2項各号」に、「第34条の15第1項」を「第34条の19第1項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改め、同条第3項中「第1条の32第2項第1号」を「第1条の33第2項第1号」に、「第34条の15第2項」を「第34条の19第2項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の3中「第36条の38第2項」を「第36条の42第2項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の4中「第36条の39第1項」を「第36条の43第1項」に、「第36条の40第1項第1号」を「第36条の44第1項第1号」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の5中「第36条の39第2項」を「第36条の43第2項」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の6第1項中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改め、同条第2項中「第36条の41」を「第36条の45」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改める。

第18条の7中「報告」を「届出」に改める。

第24条第6項を削る。

第32条第1項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第34条の見出し中「小規模住居型養育事業」を「小規模住居型児童養育事業」に改める。

第36条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

（家庭的保育事業の届出）

第36条 法第34条の14第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届（様式第38号）によるものとする。

2 法第34条の14第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届（様式第39号）によるものとする。

3 法第34条の14第3項の規定による届出は、家庭的保育事業休止（廃止）届（様式第40号）によるものとする。

4 法第34条の14第3項の規定により事業の休止を届け出た市町村が事業を再開したときは、遅滞なく、家庭的保育事業

再開届（様式第41号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

様式第17号の4中「審査請求」を「異議申立て」に改める。

様式第18号中「第34条の15第1項第 号」を「第34条の19第1項第 号」に改める。

様式第37号の次に次の4様式を加える。

様式第38号 (第36条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 名
届出者 市町村長名 印
電 話 番 号

家庭的保育事業開始届

下記のとおり家庭的保育事業を開始するので、児童福祉法第34条の14第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の種類及び内容	種 類	家庭的保育事業	
	内 容		
経 営 の 責 任 者 の 氏 名			
経 営 の 責 任 者 の 経 歴 (別添1のとおり)			
福祉の実務に当たる幹部職員の氏名			
福祉の実務に当たる幹部職員の経歴 (別添2のとおり)			
家庭的保育者の氏名及び住所		氏 名	住 所
家 庭 的 保 育 者 の 経 歴 (別添3のとおり)			
家庭的保育補助者の氏名及び住所		氏 名	住 所
家 庭 的 保 育 補 助 者 の 経 歴 (別添4のとおり)			
事業の用に 供する施設	施 設 名 称		
	施 設 種 類		
	所 在 地		
	利 用 定 員		
建 物 そ の 他 設 備 の 規 模 及 び 構 造 並 び に そ の 図 面		施設の面積	m ²
		保育室	m ² [1人あたり m ²]
		その他	m ²
		建物の構造	造 階建 (配置図及び平面図を添付) その他の主要な設備 ()
事業開始の予定年月日		年	月 日

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、添付書類について、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。

備考

- 1 「福祉の実務に当たる幹部職員の氏名」欄及び「福祉の実務に当たる幹部職員の経歴」欄は、家庭的保育事業の責任者など主としてこの事業を担当する職員等について記入すること。
- 2 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は別添とすること。

様式第39号 (第36条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 名

届出者 市町村長名

印

電 話 番 号

家庭的保育事業変更届

下記のとおり家庭的保育事業の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の14第2項の規定により届け出ます。

記

経営の責任者の氏名	
福祉の実務に当たる幹部職員の氏名	

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
変 更 事 項	1 事業の種類及び内容 2 経営の責任者の氏名及び経歴 3 福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 4 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所 5 家庭的保育補助者の氏名、経歴及び住所 6 事業の用に供する施設 ((1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 (4) 利用定員) 7 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 8 事業開始の予定年月日
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第40号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 名

届出者 市町村長名

印

電 話 番 号

家庭的保育事業休止（廃止）届

下記のとおり家庭的保育事業を休止（廃止）するので、児童福祉法第34条の14第3項の規定により届け出ます。

記

経 営 の 責 任 者 の 氏 名	
福 祉 の 実 務 に 当 た る 幹 部 職 員 の 氏 名	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止（廃 止）の 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
休 止（廃 止）の 理 由	
現 に 保 育 を 受 け て い る 乳 幼 児 に 対 す る 措 置	

様式第41号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 名

届出者 市町村長名

印

電 話 番 号

家庭的保育事業再開届

下記のとおり家庭的保育事業を再開したので、児童福祉法施行細則第36条第4項の規定により届け出ます。

記

経 営 の 責 任 者 の 氏 名	
福 祉 の 実 務 に 当 た る 幹 部 職 員 の 氏 名	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、添付書類について、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。